

1 秘密保持に関する認証要件について

- (1) 認証紛争解決事業者の秘密保持に関する法の定めとしては、法第6条第11号及び第14号に定めがある。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

第6条第11号

民間紛争解決手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第十六条に規定する手続実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

第6条第14号

申請者（法人にあってはその役員，法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあってはその代表者又は管理人），その代理人，使用人その他の従業者及び手続実施者について，これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

(2) 法第6条第11号の趣旨等

ア 同号のガイドラインの記載

法第6条第11号の「これを適切に保持するための取扱いの方法」とは、当該方法によれば秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる方法をいう。

例えば、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備，管理責任者の設置，当該文書等の盗難防止策，当該文書等へのアクセス制御等，秘密の安全管理のための組織的，物理的，技術的な措置を講じていることは，これに該当する。

イ 同号の趣旨

立案担当者の解説（内堀宏達著『別冊NBL No. 114 ADR認証制度Q&A』（商事法務，平成18年）。以下「ADR認証制度Q&A」という。）には，以下の記載がある。

民間紛争解決手続においては，紛争の当事者又は第三者の秘密が種々の場面で様々な態様で開示されることが少なくありません。例えば，知的財産権，営業上のノウハウ等が示されたり，あるいは，紛争の当事者のプライバシーに属する事項が示されたりすることがあります。

民間紛争解決手続の特性の一つは，それが非公開で行われることにあります。それによって，紛争の当事者は，安んじて秘密に属する事項を率直に明らかにし，したがってまた，それ故に，真実が明らかになり，あるいは紛争の実体に迫ることによって紛争の解決に至る蓋然性も高められることになります。

しかし，そのような秘密が他に漏れてしまえば，その主体（紛争の当事者や第三

者) が不利益を被るのみならず、やがては民間紛争解決手続の信頼性が損なわれ利用されなくなってしまうでしょう。

そこで、民間紛争解決手続において示された秘密を適切に保持するための取扱いを定めておくことは、手続の実効性を高める上で、また、民間紛争解決手続に対する信頼を得る上で必要があり、このような定めを置いていることが認証の基準の一つとされているのです。(「ADR 認証制度 Q & A」 7 3 頁)

(3) 法 6 条第 1 4 号の趣旨等

ア 同号のガイドラインの記載

ウ 法第 6 条第 1 4 号の「秘密を確実に保持するための措置」とは、当該措置を実施すれば秘密が確実に保持されることの蓋然性が客観的に認められる具体的な措置をいい、例えば、秘密保持契約の締結、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備、管理責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御等、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置を講じていることは、これに該当する。

イ 同号の趣旨

認証紛争解決手続においては、紛争の当事者や関係人から種々の秘密が開示され、認証紛争解決事業者や手続実施者等は、多数の秘密に接する蓋然性が高い立場にあります。それらの秘密が保持されなければ、認証紛争解決手続の利用者や関係人は精神的又は財産的な損害を被り、ひいては、認証紛争解決手続の業務、あるいは認証制度そのものに対する社会的信用も失われるおそれが生じかねません。

そこで、本号では、認証紛争解決事業者、手続実施者等について、認証紛争解決手続の業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていることを認証の基準の一つとして定めているのです。(「ADR 認証制度 Q & A」 8 2 頁)

(4) 法第 6 条第 1 1 号と第 1 4 号の違い

秘密の保持に関しては、法第 6 条第 1 1 号においても定められていますが、同条第 1 4 号は、秘密を知り得る立場にある認証紛争解決事業者、手続実施者等がそれらを確実に保持するための措置の定めを求めるものであり、いわば「人」を対象とする規律に関する基準です。

これに対し、同条第 1 1 号は、手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密及び手続実施記録(法第 1 6 条)に記載されている紛争の当事者又は第三者の秘密を保持するための「取扱いの方法」という、客観的な手続的規律又は業務運営上の規律に関するものであり、この点が法第 6 条第 1 4 号とは異なっています。(「ADR 認証制度 Q & A」 8 2 頁)。

	認証紛争解決事業者（従業者等も含む）からの秘密漏示のリスク	手続自体や当事者（及び代理人等）からの秘密漏示のリスク
条文上の記載	法第6条第14号 「 <u>確実に保持するための措置</u> 」を定めていること	法第6条第11号 「 <u>当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法</u> 」を定めていると
ガイドライン上の記載	法第6条第14号の「秘密を確実に保持するための措置」とは、 <u>当該措置を実施すれば秘密が確実に保持されることの蓋然性が客観的に認められる具体的な措置</u> をいい、例えば、 <u>秘密保持契約の締結</u> 、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備、管理責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御等、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置を講じていることは、これに該当する。	法第6条第11号の「これを適切に保持するための取扱いの方法」とは、 <u>当該方法によれば秘密が適切に保持される蓋然性が客観的に認められる方法</u> をいう。 例えば、秘密が記載されている文書等の管理に関する規程類の整備、管理責任者の設置、当該文書等の盗難防止策、当該文書等へのアクセス制御等、秘密の安全管理のための組織的、物理的、技術的な措置を講じていることは、これに該当する。

2 変更の認証及び変更の届出について

- (1) 変更の認証をいかなる場合に要するかについては、法第12条第1項及び規則第10条に定めがある。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

(変更の認証)

第12条第1項

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則

(変更の認証を要しない軽微な変更)

第10条

法第十二条第一項の法務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 法第八条第一項第二号の事務所の名称、所在地、電話番号又は電子メールアドレスの変更
- 二 認証紛争解決手続の業務を行う日又は時間の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、法第六条各号に掲げる基準に適合するかどうかについての判断の基礎となる事項に係る変更であつて、認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わず、かつ、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないもの

- (2) 法第12条第1項の趣旨について

認証は、申請に対する処分をする時点での業務の内容及びその実施方法を前提として、それが法令の定める要件に適合していると認められる場合に行うものです。

とすれば、認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法が変更される場合には、変更後もなお認証紛争解決手続の業務としての適格性が維持されているかどうか、すなわち、認証を受けるための要件を満たしているかどうか再審査する必要があります。

そこで、本条において、これらの変更自体は、認証紛争解決事業者において行うことを前提としつつ、当該変更について、あらかじめ変更の認証を受けなければならないとしたのです。（「ADR認証制度Q&A」125頁）

- (3) 規則第10条第1項第3号の趣旨について

（規則第10条第3号は、）認証紛争解決手続の業務が紛争の分野や種類、手続の在り方、求められる専門性等が非常にバラエティに富み、かつ、それらは今後と

も変転進化する可能性があることにもかんがみ、限定的に事由を列挙するのではなく、実質的観点から、変更の認証を要しないと考えられる場合を整理した上、次の2つの要件の双方に該当するものを変更の認証を要しないものとして規定したものです。

一つめは、認証紛争解決手続の業務を行う知識又は能力の減少を伴わないことです。業務の内容又はその実施方法が変更されても、それが認証を受けた民間紛争解決手続の業務を前提とする知識又は能力によってなお適切に対処することができるものであれば、あらためてそれらの知識又は能力の有無について審査判断する必要はないものと解されます。

二つめは、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼすことがないことです。すなわち、業務の内容又はその実施方法の変更が、前述のような知識又は能力の有無について格段の変動をもたらすものでなくとも、紛争の当事者に負担の増加をもたらすものであったり、その他の不利益を及ぼしたりするものである場合には、認証紛争解決手続の利便性、ひいては紛争解決手続としての実効性に大きな影響を及ぼす可能性があります。そこで、紛争の当事者に負担の増加その他の不利益を及ぼす変更については、やはり変更の認証を受けることが必要とされています。

(「ADR認証制度Q&A」126, 127頁)

(3) 規則第10条第3号のガイドラインについて

現行のガイドラインにおいては、規則第10条第3号に該当し、変更の認証まで受ける必要がない変更の例として、15種類の事項を記載しているが、ウェブ会議等に関する事項は例示として挙げられていない。

なお、認証紛争解決手続のIT化との関係では、法第6条第6号に関連して、『配達郵便に加えて電子メールによる重要な通知を用いることとする変更』は、規則第10条第3号としてガイドラインに例示がされている。